

「不登校児童生徒の実態調査」業務 委託仕様書

1 件名

「不登校児童生徒の実態調査」業務

2 業務目的

不登校児童生徒への支援施策の充実について検討するにあたり、フリースクール等に通う児童生徒を含めた不登校児童生徒の実態を調査する。

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

4 業務内容

「不登校児童生徒の実態調査」に係る調査票の作成、調査票の発送準備・発送作業及び回収、データ入力及び集計作業、調査結果の分析及び報告書の作成

（1）調査の実施

ア 調査対象

- ①令和 6 年度に神戸市立小中学校に在籍していた児童生徒のうち、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの欠席日数が 30 日以上（病気や経済的な理由を除く）の者及びその保護者（約 9,500 名）（以下、「調査対象家庭」とする。）

※各校における調査対象数については、本市から受託者に示すこととする。

- ②フリースクール等の民間団体（約 60 施設）

※調査対象施設については、本市から受託者に示すこととする。

イ 調査内容

- ①調査項目及び調査票の内容については、本市から受託者に提示する原案をもとに、表記や文言について検討を行うこと。

※調査対象家庭の心情に十分配慮した文言とすること。

- ②調査項目及び調査票の文言については、調査票送付までの間、本市において修正できることとする。適宜、本市に情報共有し、確認を得ること。

ウ 調査方法

- ①調査対象家庭に対する調査

○調査数

各校における調査対象数は本市が受託者に対し示すこととする。

○調査の流れ（紙調査）

- (1) 受託者は、作成した調査票（Word 形式）および依頼文を印刷の上、各校へ送付する。

（調査票と同数の返信用封筒（料金後納郵便）を同封すること）

※調査票は、児童生徒及びその保護者共通の ID 番号を設定し、世帯ごとの紐付け及び学校ごとの集計を可能とすること。

- (2) 各校は、調査票を調査対象家庭に配布する。

- (3) 調査対象家庭は、調査票により回答し、返信用封筒に調査票を封入の上、郵送により受

託者に提出する。

○調査の流れ（オンライン調査）

- (1) 受託者は、作成した調査票をもとに WEB 形式で回答するための調査フォームを作成し、調査フォームのアドレスを読み込む二次元コードを記載した調査案内を作成・印刷の上、各校へ送付する。（紙調査票と同封すること）

※調査フォームは、情報流出を防ぐ観点から、セキュリティを確保すること。

※調査案内には紙調査票と同じ ID 番号を設定して世帯ごとの紐付け及び学校ごとの集計を可能とすること。

- (2) 調査案内は、本市と協議の上、作成する。

- (3) 各校は、調査票とともに調査案内を調査対象家庭に配布する。

- (4) 調査対象家庭は、情報通信機器により回答する。

※回答は、調査票（紙）または調査フォームのいずれかの方法で回答していただく。

②フリースクール等の民間団体に対する調査

○調査数

調査対象施設は、本市が受託者に示すこととする。

○調査の流れ（紙調査）

- (1) 受託者は、作成した調査票（Word 形式）を印刷の上、調査対象施設へ送付する。（返信用封筒（料金後納郵便）を同封すること）

- (2) 調査対象施設は、調査票により回答し、返信用封筒に調査票を封入の上、郵送により受託者に提出する。

○調査の流れ（オンライン調査）

- (1) 受託者は、作成した調査票をもとに、WEB 形式で回答するための調査フォームを作成し、調査フォームのアドレスを読み込む二次元コードを記載した調査案内を作成・印刷の上、調査対象施設へ送付する。（紙調査票と同封すること）

※調査フォームは、情報流出を防ぐ観点から、セキュリティを確保すること。

- (2) 調査案内は、本市と協議の上、作成する。

- (3) 調査対象施設は、情報通信機器により回答する。

※回答は、調査票（紙）または調査フォームのいずれかの方法で回答していただく。

エ 調査期間

令和7年6月1日（日）から令和7年8月31日（日）まで（予定）

※調査の実施期間については、本市と協議して決定する

オ 調査内容に関する質問

調査内容に関する質問は本市が回答するものとし、質問内容及び連絡先を聞き取り、本市に連絡すること。

(2) 調査結果の入力

回収した調査票を検票し、回答内容をデータ入力する。

※形式は問わないが、オンライン調査結果と合わせて管理すること

(3) 調査結果の集計

ア 調査対象家庭に対する調査は、全ての設問について、単純集計を行うこと。なお、単純集計は、小中学校・義務教育学校の学年ごとに行うこと。

イ 集計に当たっては、本市が、必要な数値を容易に検索できるよう、汎用媒体（エクセル形式）で行うこと。

ウ 本市が別途示す調査項目について、クロス集計を行うこと。

（４）調査結果の分析等

ア 調査結果の分析

集計結果を整理し、調査結果の分析を行うこと。

イ 調査結果概要の作成

調査結果の概要としてまとめたものを作成し、読みやすさの観点から、分析結果をグラフや図表化するなどの工夫を行うこと。

（５）その他、本業務の目的を達成するために効果的な取組

受託者は本市と協議のうえ、調査以外に本業務の目的を達成するために効果的な取組を実施すること。

（６）成果品の作成及び提出について

ア 調査結果概要

調査概要（目的、対象、調査事項、調査期間、調査方法、回収率）、集計結果及び分析結果を記載した調査結果概要を作成し提出する。

（A4 版 紙報告 1 部及び原稿データ）

イ 調査報告書

調査結果概要、集計結果（単純集計、クロス集計）及び分析結果を記載した調査報告書を作成し提出する。（A4 版 紙報告 1 部及び原稿データ）

ウ 集計結果データ

集計結果（単純集計、クロス集計）をエクセル形式により保存した電子データを提出する。

（７）情報共有及び打合せの実施

本市との情報共有を密にし、適宜打合せを行い、本業務の進捗を報告すること。

5. 費用等

委託事業費（契約上限額） 金 4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

受託者は契約額の範囲内において、本業務に係る経費のすべてをまかなうものとする。

6. 成果物の納入期限及び納入場所

（１）納入期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）

（２）納入場所

神戸市教育委員会事務局児童生徒課

7. 経費の負担

本業務の実施に必要な調査用機器及び消耗品は、本市が準備すると明示したものを除いて受託者において準備すること。また、調査票の発送及び回収にかかる郵送料についても受託者で負担すること。

8. 成果品の帰属

本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、本市に帰属するものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、本市が提供する情報等については本業務のみに使用し、本業務終了後には複写等の資料・データを含めて返還しなければならない。なお、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、改正個人情報保護法及び情報セキュリティ遵守特記事項を遵守しなければならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、ただちに本市と受託者で協議することとする。
- (3) 本市は、業務の遂行上必要な資料で、本市が所有しているものについてはこれを貸与する。
- (4) 本業務の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

掲載 URL :

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80876/kosodate/education/program/infomation-security.html>